

別記様式(第十条関係)
(表)

第 号	
身分証明書	
口 碑	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、精査金等に係る手引の例内に記載する法律上の事項と同一の規定により、 実地検査等をことができる者であることを誓する。	
交付年月日	
有効期限	
各付された範囲名	
備考 利用の大きさは、縦5cm、横10cmとする。	

(裏)

精査金等に係る手引の例内に記載する法律 (昭和30年法規第279号) 並すい
(立入検査等)
立入検査等に係る手引の例内に記載する法律の趣旨を明確にし、又は該法律にて事務所、 事務機器等に入り、解説書類等の他の物を検査させ、若しくは開録若しくは開封させること ができる。
2 由職の権限は、その命令を守りて監査を務めし、被検査者の監督があるときは、これを提示し なければならぬ。
3 1回の検査による範囲は、税理士会の認めたものと同一のと解てほかない。
(手引の実施)
実施場 各取引の手引は、所内で定めることにより、精査金等の交付に関する事務の一部を 各取引の実施に割り切ることができます。
2 (同) 依り定めることにより、精査金等の交付に対する事務の一環を委嘱する場合が行う こととするこざがである。